

新潟市水道局発注工事安全対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市水道局が発注する工事における安全対策の一層の充実と事故防止を図るため、新潟市水道局発注工事安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発注工事における安全対策と事故防止に関すること。
- (2) 施工中に死亡事故や重大な現場事故が発生した時は、当該現場の調査報告書の提出を求めると共に、その原因調査と対策に関する決定を行うこと。
- (3) 現場事故が発生した場合、他の現場で同様の事故を繰り返さないよう、関係部署へ情報提供すること。
- (4) その他この委員会の設置目的を達成するために必要な事項を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、技術部長をもって充てる。

- 2 副委員長は、総務部技術管理室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、総務部経理課長、技術部計画整備課長、技術部管路課長、技術部給水装置課長及び技術部浄水課長をもって充てる。

- 2 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 現場事故の原因調査と対策に関する決定を行う会議において、当該事故現場を所管す

る委員は、その議事に参加することができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部技術管理室が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。